



# 佐賀県公報

平成17年  
2月25日  
(金曜日)  
第12572号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○ 青少年に有害な図書等の指定	(六二・こども課)	一
◎ 民生委員の定数	(六三・地域福祉課)	二
○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の指定	(六四・長寿社会課)	三
○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の変更	(六五・〃)	四
○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(六六・〃)	四
○ 〃	(六七・〃)	五
○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地の変更	(六八・〃)	五
○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(六九・〃)	五
○ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定辞退	(七〇・〃)	六
○ 救急病院の指定	(七一・医務課)	六
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回	(七二・〃)	八
◎ 佐賀県水産業改良普及員資格試験要綱の廃止	(七三・水産課)	八
○ 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき所の位置の変更	(七四・会計課)	八
<b>公 告</b>		
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	八
○ 肥料の検査結果	(園芸課)	九
○ 〃	(〃)	九
○ 落札者等の公示	(建設・技術課)	九
○ 公共測量の実施	(土地対策課)	一〇
<b>選挙管理委員会事項</b>		
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の公表	(告示・六一〇)	

## ○ 告 示

- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (〃・七) 二
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散 (〃・八) 二
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の公表 (〃・九) 三
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (〃・一〇) 三
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (〃・一一) 三

### 正 誤

○ 平成十七年一月二十八日付け佐賀県公報第一二五六一号中訂正(生産者支援課)一四

### ● 佐賀県告示第六十二号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-251	VITAMAN 月刊 ビタミン 3月号	竹書房	07653-3	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-252	ZIGEN ekciting 本当にあった浮気話 3/1増刊 Vol.11	(株)大洋書房	18124-3 3/16	
"	16-253	マガジン・ウオー・ウルフ Vol.014 3月号	(株)マガジン・マガジン	08365-03	
"	16-254	Kissui きっすい VOL.16 3月号	英知出版(株)	02801-3	
"	16-255	漫画ダイナマイト 3月号	辰巳出版(株)	05979-3	
"	16-256	ウオーA組 マガジンWOoooo! 3月号増刊	(株)マガジン・マガジン	08398-03 4/1	
"	16-257	COMIC ゲッチュ COMIC び〜た3月増刊号 3月号	若生出版(株)	13882-03 3/26	
"	16-258	漫画 ローレンス 狼雪 3月号	(株)綜合図書	18387-3	
"	16-259	失楽天 Chuッ スペシャル 2月号増刊	(株)ワニマガジン	16152-2- 2005-3/21	

●佐賀県告示第六十三号

民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条の規定により民生委員の定数を次のように定め、平成十七年三月一日から施行する。

なお、民生委員の定数（平成十六年佐賀県告示第七百六十二号）は、平成十七年二月二十八日限り廃止する。

平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

市郡別	市町村名	定数	左のうち主任児童委員の定数	佐賀県		
				市	郡	部
	佐賀市	336	38			
	唐津市	326	38			
	鳥栖市	137	14			
	多久市	79	10			
	伊万里市	162	22			
	武雄市	92	14			
	鹿島市	95	12			
	小城市	91	8			
	諸富町	25	2			
	川副町	48	4			
	東与賀町	20	2			
	久保田町	18	2			
	大和町	50	2			
	富士町	27	2			
	神埼町	39	2			

神	千代田町	26	2	神	三田川町	21	2	埼	東脊振村	16	2	郡	脊振村	11	2	三	瀬村	10	2	二	養	基	山	町	34	2	上	峰	町	21	2	み	や	き	町	68	6	東	浦	松	七	山	村	11	2	玄	海	町	19	2	有	田	町	34	2	西	有	田	町	25	2	山	内	町	26	2	北	方	町	24	2	大	町	町	30	2	江	北	町	26	2	白	石	町	72	6	藤	津	太	良	町	29	2	塩	田	町	30	2	嬉	野	町	44	2

●佐賀県告示第六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社コミュニティネット

所在地 唐津市二太子二丁目七番五十五号

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスげんき

所在地 唐津市神田二千百十番地

サービスの種類 指定通所介護

二 指定年月日 平成十七年二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社西九州技建

所在地 唐津市厳木町牧瀬百二十八番地

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社西九州技建メディカル部

所在地 唐津市厳木町牧瀬百二十八番地

サービスの種類 指定福祉用具貸与

三 指定年月日 平成十七年二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社喜楽

所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム喜楽

所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地

四 (一) サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護  
 指定年月日 平成十七年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人ふれあい  
 所在地 武雄市武雄町昭和七百八十九番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特定非営利活動法人ふれあい  
 所在地 武雄市武雄町大字富岡一万十八番地  
 サービスの種類 指定通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十七年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人真栄会

所在地 神埼郡千代田町大字詫田九百八十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム菜のはな

所在地 神埼郡千代田町大字詫田九百八十九番地一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

六 (一) 指定年月日 平成十七年二月七日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社フレンドリー

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ナーシングホーム華

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

サービスの種類 指定特定施設入所者生活介護

●佐賀県告示第六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。  
 平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
指定通所リハビリテーション	佐藤医院通所リハビリテーション「楽しみ」	通所リハビリテーション「楽しみ」	三養基郡三根町大字市武一三三一番地九	平成一七・一・一

●佐賀県告示第六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。  
 平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問介護	唐津市社会福祉協議会訪問介護事業	唐津市二夕子三丁目一五五番地四	平成一六・一二・三一
	北波多村社会福祉協議会訪問介護事業	東松浦郡北波多村大字徳須恵一〇九七番地七	平成一六・一二・三一
	肥前町社協訪問介護事業	東松浦郡肥前町大字入野甲一七〇三番地	平成一六・一二・三一
	鎮西町指定訪問介護事業	東松浦郡鎮西町大字名護屋一五三〇番地	平成一六・一二・三一
	社会福祉法人呼子町社会福祉協議会	東松浦郡呼子町大字呼子三二二八番地一	平成一六・一二・三一

<p>●佐賀県告示第六十七号</p> <p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年二月二十五日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	訪問入浴介護	有明町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	杵島郡有明町大字坂田二七五番地一	平成一六・一二・三一
	通所介護	唐津市社会福祉協議会訪問入浴介護事業	唐津市二夕子三丁目一五五番地四	平成一六・一二・三一
	短期入所生活介護	厳木町寿光園デイサービスセンター	東松浦郡厳木町大字岩屋五三〇番地一	平成一六・一二・三一
		有明町社会福祉協議会デイサービスセンター	東松浦郡北波多村大字田中九二三番地	平成一六・一二・三一
		鎮西町指定通所介護事業	東松浦郡鎮西町大字名護屋一五三〇番地	平成一六・一二・三一
		北波多村特別養護老人ホーム「ちくさの」	東松浦郡北波多村大字田中九〇七番地一	平成一六・一二・三一
		呼子町特別養護老人ホーム宝寿荘	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦七九七番地二三	平成一六・一二・三一
		肥前町社協通所介護事業	東松浦郡肥前町大字入野甲一七〇三番地	平成一六・一二・三一

<p>●佐賀県告示第六十九号</p> <p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年二月二十五日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>事業所の名称</p> <p>所在地</p> <p>変更年月日</p>	新	前田病院分院	伊万里市立花町二七四二番地	平成一七・二・一
		旧	前田病院長生園分院	伊万里市立花町鐘子二七四二番地	
		名称	北波多村在宅介護支援センター	所在地	東松浦郡北波多村大字田中九二三番地
		●佐賀県告示第六十八号	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年二月二十五日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>サービスの種類</p> <p>名称</p> <p>所在地</p> <p>廃止年月日</p>	<p>福祉用具貸与</p> <p>株式会社 タケシタ</p> <p>武雄市武雄町大字武雄五八九六番地二</p> <p>平成一七・一・三一</p>



宮崎外科医院	やつぎ外科内科クリニク	医療法人中央クリニク	森永整形外科医院	橋野医院	島田医院	医療法人社団博文会 小柳記念病院	橋本病院	多久市立病院	小城町立病院	医療法人ひらまつ病院	今村病院	古賀病院	田尻外科胃腸科医院	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院
佐賀市愛敬町一番三 一号	佐賀市長瀬町九番二 五号	佐賀市八幡小路五番 一五号	佐賀市開成六丁目一 四番四八号	佐賀市高木瀬東五丁 目一七番一五号	佐賀市嘉瀬町大字中 原一九七三番地一	佐賀郡諸富町大字諸 富津二三〇番地二	神埼郡神埼町大字本 告牟田三〇〇五番地	多久市多久町一七七 一番地四	小城郡小城町大字松 尾四一〇〇番地	小城郡小城町八一五 番地一	鳥栖市轟木町一五二 三番地六	鳥栖市本通町一丁目 八五五番一〇号	鳥栖市幸津町一七六 一番地一	三養基郡中原町大字 原古賀七三二四番地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
外科系			外科系	外科系、内科系	内科系	外科系、内科系、 脳神経外科系			内科系			外科系、内科系、 脳神経外科系		外科系、内科系、 小児科系
唐津赤十字病院	社会福祉法人恩賜財 団済生会佐賀県済生 会唐津病院	唐津第一病院	唐津市民病院きたは た	伊万里市立市民病院	山元外科病院	医療法人精仁会隅田 病院	西田病院	西有田共立病院	大町町立病院	白石共立病院	医療法人至慈会高島 病院	医療法人誠晴會納富 病院	町立太良病院	
唐津市二夕子一丁目 五番一号	唐津市元旗町八一七 番地	唐津市朝日町一〇七 一番地四	唐津市北波多徳須恵 一二〇一番地一	伊万里市二里町大里 乙一二七一番地	伊万里市二里町八谷 堀一三番地五	伊万里市立花町四〇 〇〇番地	伊万里市山代町楠久 八九〇番地二	西松浦郡西有田町大 木乙二四八五番地三	杵島郡大町町大字大 町八八七八番地一	杵島郡白石町大字福 田一二九六番地	杵島郡巨石町大字戸ヶ 里一八三一番地一八	鹿島市大字高津原四 三二〇番地一	藤津郡太良町大字多 良一五二〇番地一二	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
外科系、内科系	外科系、内科系				外科系、内科系、 脳神経外科系	内科系		外科系、内科系、 小児科系、 脳神経外科系		外科系、内科系、 脳神経外科系				外科系、内科系、 小児科系

独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター

藤津郡嬉野町大字下宿丙二四三六番地

”

●佐賀県告示第七十二号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	開設者
医療法人水光会呼子中央病院	唐津市呼子町呼子四一八二番地一	医療法人水光会

●佐賀県告示第七十三号

佐賀県水産業改良普及員資格試験要綱(平成二年佐賀県告示第四百五十八号)は、廃止する。

平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第七十四号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の住所及び売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十七年二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名又は名称	変更事項		変更年月日
	変更前	変更後	

高串漁業協同組合 代表理事組合長 伊藤龍馬	住所	東松浦郡肥前町大字田野乙一三六番地	平成一七年一月一日
	売りさばき所の位置	東松浦郡肥前町大字田野乙一三六番地	
鎮西町漁業協同組合 代表理事組合長 坂井勝博	住所	唐津市鎮西町名護屋二番地七四	平成一七年一月一日
	売りさばき所の位置	東松浦郡鎮西町大字名護屋二番地七四	
坂井勝博	住所	唐津市鎮西町加唐島四三三番地	平成一七年一月一日
	売りさばき所の位置	東松浦郡鎮西町大字加唐島四三三番地	

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
関係書類は、平成17年4月8日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。  
平成17年2月25日

佐賀県知事 古川 康

<p>1 申請のあった年月日 平成17年2月8日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人 循環型環境・農業の会</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人 循環型環境・農業の会</p> <p>(2) 代表者の氏名 前田 純二</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市兵庫町藤木958番地3</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対して、環境・農業及び健康への有用微生物群とキトサンの活用技術に関する情報発信・収集・人材育成・流通支援に関する事業を行い、人をはじめ全ての生命を大切にしたい循環型社会づくりに関与することを目的とする。</p> <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。 平成17年2月25日 佐賀県知事 古川 康 平成16年12月分</p>					
肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析項目	検査指摘事項	
普通肥料	株式会社タナカ	6.0フイック シユソルブル	主成分-TN	なし	保証検査 指摘事項 なし
"	味の素株式会社	820乾燥菌 体肥料	主成分-TN, TP	なし	保証検査 指摘事項 なし

指定配合肥料	松浦東部農業 協同組合	まる東配合 8-6-5 (玉葱)	主成分-TN, TP, SP, WP, TK, W K	なし	指摘 事項 なし
"	"	まる東配合 7-9-7	主成分-TN, TP, SP, WP, TK, W K	なし	指摘 事項 なし

注 主成分の略号は、次のとおりである。  
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、SP-可溶性りん酸、WP-水溶性りん酸、TK-加里全量、WK-水溶性加里

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。  
平成17年2月25日  
佐賀県知事 古川 康  
平成16年12月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出 名 (及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	水分 (%)	
たい肥	有限会社山口パーク	もみ糞堆肥	1.07	0.30	1.26	53.5	

注1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。  
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、水分-水分含有量

2 分析値は、原則として乾燥処理をしていない現物当たりの数値である。  
次のとおり落札者等について公告します。  
平成17年2月25日  
収支等命令者  
佐賀県建設・技術課長 緒方 清文

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年二月二十五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党佐賀県佐賀市第六支部	原口 義己	野中 達也	佐賀市神野西四丁目二番三〇号

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新唐津に相知の風をー大草やすゆき後援会	堤 篤	原 義則	東松浦郡相知町大字佐里二六九一番地
井崎好信後援会	百武 正良	小野須美雄	杵島郡有明町大字牛屋九八九一番地
江口剛太郎後援会	片渕 三男	溝口龍三郎	杵島郡有明町大字戸ヶ里一七二五一
平野じゅんじ後援会	平野 潤二	平野まち子	東松浦郡北波多村大字大杉一〇三七
牛草義人後援会	古賀 博生	大川内敏彦	東松浦郡北波多村大字下平野四三三五
田原ひでゆき後援会	綿島 正登	岡 春男	神埼郡神埼町大字竹九八二番地
たら正裕後援会	前濱 守人	田中 稜士	神埼郡東脊振村大字松隈六五

- 1 借入物品及び数量等  
佐賀県電子入札システム用機器等及び保守 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 3 入札公告を行った日  
平成16年11月4日
- 4 落札者を決定した日  
平成16年12月14日
- 5 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 富士通リース株式会社 代表取締役社長 佐藤 農一  
(2) 住所 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- 6 落札金額 208,670,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
(1) 部局等の名称 佐賀県県土づくり本部建設・技術課  
(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年2月25日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 公共測量（2・3級水準測量）
- 2 作業期間 平成17年1月12日から平成17年3月25日まで
- 3 作業地域 小城郡芦刈町南部及び杵島郡白石町南部

古川保後援会	山下 盛幸	太田 安彦	東松浦郡鎮西町大字中野六一三 六一一番地	宮崎たかし後援会	宮崎 菊治	吉田 豊誠	東松浦郡鎮西町大字早田一九一 五番地
溝上良夫後援会	吉原 亮次	溝上三紀子	杵島郡白石町大字廿治一四八六	榑崎三千夫後援会	岩田 哲	藤井 国治	東松浦郡浜玉町大字五反田一三 八番地
藤田治喜後援会	市原 勝	井崎 正明	杵島郡有明町大字牛屋一五三三	山口なおゆき後援会	山口 正児	井本 一義	東松浦郡相知町大字相知三〇四 四番地の1
福成千敏後援会	福成 晴己	中村 博一	神埼郡東脊振村大字三津一三〇 二一	百武弘之後援会	居石 克己	居石 正則	東松浦郡相知町大字平山上甲一 二二六番地
北島えつこ後援会	末次正二郎	田中 康教	小城郡三日月町大字長神田一九 八七	山下正雄後援会	山下 善平	山下 祥子	東松浦郡呼子町大字呼子三八一 七一五
フレッシュ小城の会	北島 悦子	田中 康教	小城郡三日月町大字長神田一九 八七	前田清次郎後援会	霜村 重雄	上野俊次郎	杵島郡有明町大字深浦六三〇一 一一番地
小野茂後援会	百武 宏	小野トエ子	杵島郡福富町大字福富三〇八三 の二	岸本照子後援会	岩本 松子	井上ひとみ	東松浦郡肥前田野丙八四番地 六
滝本隆仁後援会	井本 芳美	上田 茂樹	東松浦郡肥前町大字新木場甲一 九四五	<p>●佐賀県選挙管理委員会告示第七号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治 団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定によ り、次のとおり公表する。</p> <p>平成十七年二月二十五日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会 委員長 松 尾 紀 男</p>			
森口てるよし後援会	森口 輝善	野間 国夫	杵島郡福富町大字福富三七六一 一				
岩永ひでき後援会	光武 義郎	福島 徳正	杵島郡有明町大字深浦二四六六				
佐賀市役所OBによる「福 岡たかまろ」を支援する会	野口 健	杠 勤	佐賀市日の出一丁目七番一六号				
唐津市の新しいリーダーを つくる会	畦間 優	大草 幹夫	唐津市二太子二丁目六番一〇号				
古藤豊志後援会	古藤 樹雄	古藤 薫子	東松浦郡浜玉町大字東山田三〇 〇六番地				
ふるさと北波多を考える会	石崎 俊治	川添 龍治	東松浦郡北波多村田中一六四五 一五				
松尾鶴丸後援会	松尾 善博	西井 一	東松浦郡北波多村大字田中六〇 九番地一				
野崎聖剛後援会	野崎 雪子	河上 祥二	東松浦郡浜玉町洲上一二二一の 七				
米倉幸久後援会	小松 好久	小松 成人	東松浦郡相知町大字大野五六番 地				
広田国重後援会	松永 博昭	坂本 芳幸	東松浦郡鎮西町大字名護屋一七 七八番地三				



佐賀県にしし恵一郎薬剤師後援会	宇都宮 甫	平成一六年二月九日	高木 正雄	高木 正雄後援会	資金管理団体の届出をした者の氏名	北波多村議会議員	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
おばら美智子と進む会	渡辺喜美江	平成一六年二月一三日	辻 雄造	辻ゆうぞう後援会	平野 潤二	北波多村議	公職の種類	資金管理団体の名称	東松浦郡北波多村大字大杉一〇三七	平野 潤二
弘友和夫を励ます会	弘友 和夫	平成一六年二月一六日	山本アキ子	山本アキ子後援会	北島 悦子	三日月町長	公職の種類	資金管理団体の名称	小城郡三日月町大字長神田一九八七	北島 悦子
坂本容子後援会	坂本 容子	平成一六年二月二二日	野中 和夫	水田正義後援会	森口 輝善	福富町議会議員	公職の種類	資金管理団体の名称	杵島郡福富町大字福富三七六の一	森口 輝善
山本アキ子後援会	野中 和夫	平成一六年二月一八日	高木 正雄	高木正雄後援会	松本 茂幸	神埼町長	公職の種類	資金管理団体の名称	神埼郡神埼町大字本堀二七二一	松本 茂幸
辻ゆうぞう後援会	辻 雄造	平成一六年二月二七日	松 尾 紀 男	佐賀県選挙管理委員会	<p>●佐賀県選挙管理委員会告示第九号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。</p> <p>平成十七年二月二十五日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会</p> <p>委員長 松 尾 紀 男</p>					

江里口秀次	小城町長	江里口しゅうじ後援会	小城郡三日月町大字久米二一二六番地一五	江里口秀次	●佐賀県選挙管理委員会告示第十号	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。	平成十七年二月二十五日	佐賀県選挙管理委員会	委員長 松 尾 紀 男
大草ひでゆき後援会	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	●佐賀県選挙管理委員会告示第十号	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。	平成十七年二月二十五日	佐賀県選挙管理委員会	委員長 松 尾 紀 男
大草ひでゆき後援会	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日	坂本 容子
大草ひでゆき後援会	大草ひでゆき後援会	相愛会	唐津市神田字浮熊二九六―四	東松浦郡相知町相知一九〇五の一	坂本 容子後援会	東松浦郡厳木町本山一八〇―六一	坂本 容子	平成一六年二月二二日	坂本 容子

○ 正 誤

平成十七年一月二十八日付け佐賀県公報第一二五六一号中訂正

8		6		4	3	2		頁
右から十一行目		上段 左から四行目	上段 右から十二行目	上段 右から九行目	下段 左から六行目	下段 左から五行目	下段 左から八行目	簡所
旧多良中部漁業共同組合	特定養殖多良中部加入区	殖業、小割り式一年魚ひらまさ養殖業	1に掲げる	えび漕網	1から6までに掲げる	二十トン未満の漁船漁船	いか釣り	誤
旧太良中部漁業共同組合	特定養殖太良中央加入区	殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式一年魚たい養殖業	1に掲げる漁業	えび漕網漁業	1から6までに掲げる漁業	二十トン未満の漁船	いか釣り漁業	正

高木 正雄	辻 雄造	山本アキ子
北波多村 議会議員	鎮西町議 会議員	肥前町議 会議員
高木正雄後 援会	辻ゆうぞう 後援会	山本アキ子 後援会
東松浦郡北波多村大 字田中一四四三	東松浦郡鎮西町名護 屋三七八四番地	東松浦郡肥前町瓜ヶ 坂八三四番地二
高木 正雄	辻 雄造	山本アキ子
〃	〃	平成一六年 一二月二七日

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年二月二十五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)